

令和4年 第6回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 6月28日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三    2番 松井 正一郎    3番 松崎 久範  
5番 上野 光正    6番 坂元 洋子    7番 幸妻 正浩  
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史    2番 坂本 実    3番 橋口 昌央  
5番 永友 定己    6番 小嶋 秀樹    7番 坂本 幸  
8番 宮越 美秋

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第25号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第28号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第8 議案第29号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹    事務局長補佐 小澤 宏之  
係長 兵藤 衣重    主査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。

会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

それでは、ただいまから、令和4年第6回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番坂元洋子委員、7番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日6月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。

6月の業務報告について、でございます。

2日に、「児湯果樹産地協議会」の総会が、開催をされております。

7日に、「農業者年金業務担当者研修会」が、開催されました。

9日から20日まで、高鍋町議会の定例会が、開催をされております。

23日に、高鍋町新農業振興対策協議会の農政部会、農地の除外とか、青地、白地の関係の会議が開催をされております。

27日、昨日になりますけど、県の農村計画課と18条の案件の事務協議を行っております。

29日、明日になりますけど、「人・農地など関連施策の見直しに係る説明会」が、Web形式で行われます。

6月の総会関係でございます。

21日に現地調査を行いまして、本日28日が、総会となっております。

なお、総会終了後には、「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されますので、よろしくお願いいたします。

7月の業務計画でございます。

5日に、「農業委員会との意見交換会」ということで、農業会議から事務局長等お越しになられて、移動農業会議ということで開催をされます。詳細については、総会終了後にお話しをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

13日に、「常設審議委員会」が開催をされます。当町の案件は答申に至った部分の内の1件となっております。

7月の総会関係は、21日に現地調査、28日に総会の予定としております。

業務報告と業務計画は、以上でございます。

[事務局]

続きまして、県進達経過報告を申しあげます。

3ページを御覧ください。

4月総会承認分、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの件と〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの件、5月13日付けで許可となっております。

3月総会承認分、〇〇〇〇さんの件、6月8日付けで許可となっております。

5月総会承認分、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの件、6月8日付けで許可となっております。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3の規定による届出書について」は記載のとおり、〇〇〇〇1件で御覧のとおりでございます。

5ページを御覧ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧の1件です。本日の議案第26号に関連しております。

続きまして、6ページを御覧ください。

「合意解約届出書について」は下記の2件です。

2番については、本日の議案第27号に関連しております。御確認をお願いします。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから6ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第25号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7ページをお開きください。議案第25号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和4年6月15日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\* 畑 1, 538㎡ ほか6筆

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し 申し出

担当委員 2番 坂本 実 推進委員

順番委員 7番 坂本 幸 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。10ページをお開きください。

議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 田 481㎡

所有権移転。

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○ ほか1名

転用目的は、一般個人住宅用地です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番。説明します。まず、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子関係です。それで土地は贈与となります。また、進入路及び雨水、排水についても、親の土地を使用されるということです。

場所は、〇〇線を西に向かうと〇〇がありますが、その少し手前の交差点を右折して、100mほど行った左側にあります。現状は稲が植えてありました。また、水利組合については私では分かりません。

15ページを見てもらえますか。申請者はここに2階建ての家を建てられて、また、駐車場、庭として利用されるそうです。

図面には下から見てもらうと「水」とありますが、水路は実際にはありませんでした。

その申請地を囲むように、水路用の側面にL型の擁壁を南側、西側、北側に設置し、土砂の流出を防ぐそうです。また、生活排水は合併浄化槽で処理して、北側に水路があるのですが、親の土地を介して、北側の水路へ流すそうです。雨水につきましても、同じように北側の水路へということです。

造成費が〇〇〇〇円で、建設費が〇〇〇〇円、〇〇〇〇の融資予定証明願が添付されていました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。譲受人は、お2人いらっしゃると、松崎委員から説明がありました。譲受人が〇〇〇〇さんほか1名となっております。譲受人の娘さん夫婦です。

議案に名前が載っている〇〇〇〇さんは娘さんの御主人で、ほか1名というところが娘さんになります。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

自宅建設にあたり、ほかの土地を探したところ条件が合わず、母親の農地を譲り受け、住宅を建設したいということで、第2種農地ですが、転用はやむを得ないと考えます。

土地は母親から娘へ贈与ということで、その旨の書面が申請書に添付されております。

資料は12ページからになります。12ページから14ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。

15ページは配置図で、横にして見ていただくとわかりやすいのですが、右端が〇〇線から北に入った町道です。町道沿いに譲受人の自宅があり、その西奥に申請地があります。

公図には、申請地の南側に「水」の記載があり、15ページの図面では「水1」と表記がありますが、「水1」は埋まっており、水路として機能しておりません。申請地の北側にある「水2」へ排水をする必要がありますが、申請地が「水2」へ接していないため、譲渡人の土地内に排水管を埋設する必要があることや、申請地には町道からの進入路がないため、譲渡人の土地の一部を進入路として使用する必要があるため、その土地の使用について、譲渡人の承諾書が申請書に添付されています。

生活排水、雨水の処理については、松崎委員が言われたとおりで、水路へ流すことについて、管理をしている町建設管理課と協議済みです。

土砂等の流出を防止するため、進入路以外の3方にL字擁壁を設置することです。

雨水や汚水について、万一問題が生じた際は、責任を持って対処する旨の確約書が申請書に添付されています。

16、17ページは住宅の図面です。御確認ください。

費用については、金融機関の融資予定証明が添付されており、資金について問題はないと考えます。

水利組合については、受益地ではないということを確認しております。以上です。

1か所、今の説明で訂正があつて、〇〇線から入ったところの入口に、譲受人の自宅がと言っていますけど、譲渡人の自宅です。訂正をお願いします。

[議長]

それでは、ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございません

か。

はい。どうぞ7番。

[7番]

水田ということで、土地改良区にも付属しておると思うのですが、水利組合には属していないということは、どう捉えたらいいですか。

[5番]

いいですか。

[議長]

はい。どうぞ。

[5番]

土地改良区から申し上げますと、ここは水の供給はありませんので、土地改良区の組合員外、地区外にしています。

[7番]

はい。分かりました。

[議長]

そのほか何かございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]



はい。10ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 411m<sup>2</sup>

所有権移転。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅敷地です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明をさせていただきます。まず場所ですけれども、19ページの地図を見てください。19ページを横に見ていただきますと、右上から下に道路が通っております。これが〇〇の西側の通称〇〇です。そこに〇〇があります。〇〇から西側に入った〇〇地区の区画整理事業が終わったところで、西に約100m進んだところが今回の申請地であります。現状は、次の20ページにある図面を見ていただきますと、2筆に別れておりますが、\*\*\*\*番\*、これ申請地です。\*\*\*\*番\*、これがもう1枚の方ですけれども、現況は1枚になっておりまして、休耕地でありました。

この地域はさっきも言いましたように、〇〇地区の区画整理事業の地区内なので、〇〇水利組合長の同意書が添付をしてありました。

譲受人の〇〇〇〇さんは現在、借家におられますけれども、この地に家を建てたいということでもあります。

周囲が全部、宅地化をされておるところでありますので、問題はないと思うんですが、売買価格は土地代が〇〇〇〇円ということで、一坪当たりだいたい〇〇〇〇円、建築資金が〇〇〇〇円を加えますと、〇〇〇〇円となりますが、全額住宅ローンの事前審査の結果通知が添付をしてありました。

汚水は公共下水道に接続するので、問題はないということです。雨水につきましては、事業敷地内に集水枡を設置して、既設排水路に流す予定となっております。

周りはブロックで囲むということで、土砂の流出もないということです。

一ツ瀬川土地改良区の給水栓が、この\*\*\*\*番\*についておりますので、1筆に1つ付いておりますので、\*\*\*\*番\*に、もし田を植えられるにしても、問題はないかと思いますが、ちょっとこの\*\*\*\*番\*の排水を確認できませんでした。それがちょっと気掛かりだろうと思います。

そういうことで、\*\*\*\*番\*を作付けされるにも、支障はないだろうと思います。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種低層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地と判断されます。

上野委員の説明と同じ内容にはなりますが、資料の確認をお願いします。資料は18ページからになります。18ページから20ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。

21から23ページは、住宅の図面です。土地の周りをブロック塀で囲み、土砂等の流出を防止する計画です。

生活排水は、公共下水道に接続し、雨水は、集水枡を経て道路側溝に排出します。

道路側溝への接続について、町建設管理課と協議済みです。

雨水や汚水について、万一問題が生じた際は責任を持って対処する旨の確約書が、申請書に添付されています。

費用については、全額借入金ということで、金融機関の事前審査結果通知の写しが添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。10ページにお戻りください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 畑 現況 宅地 105㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅の排水管設備です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは、説明をさせていただきます。まず場所ですけど、25ページを見てください。

25ページを縦に見ていただきますと、下の方に左から右に通っているのが県道〇〇線になります。

ちょうど真ん中辺りに、〇〇と高鍋の境界の一点鎖線がありますが、これを角っこのところに前に〇〇という看板があったかと思うのですが、今は〇〇が無くなって、分譲になっておりますが、それを北の方に行きます。一点鎖線のところを北の方に行くと、約200m行って、右側に100mぐらい行ったところが〇〇〇〇さんになっておりますが、ここが申請地になっております。場所は〇〇です。

26ページを見ていただきますと図面があります。隣接地の西側の\*\*\*\*番、ここに家が建っておるのですが、この建物からの下水の配管が敷地から飛

び出しまして、隣の自分の畑になっておりました。

この\*\*\*\*番も〇〇〇〇さんの家が建っていたのですが、今売り出しをしていて、〇〇〇〇さんが買われたということで、〇〇〇〇さんが買う際に測量をしたら、この家の排水が隣の\*\*\*\*番\*に入っているということが判明をしまして、その排水の分を分筆して、所有権移転登記をしたいという申出でありました。

この家はお母さんの〇〇〇〇さんと息子の〇〇〇〇さんが昭和63年に作ったらしいです。そのときから、はみ出しておるということでございました。

さっきも言いましたように同一人物であって、測量もせずそのまま使っておったということでございます。

この際、見つかりましたので、\*\*\*\*番\*から分筆をして、排水部分を\*\*\*\*番\*に分筆をして、所有権移転をするというものであります。

売買費用は〇〇〇〇円です。今度境界にブロックを建てるという話でございまして、それが〇〇〇〇円かかるということですが、これは売主が払うということで、それぞれ、貯金通帳の写しが添付をしてありました。

それから〇〇〇〇さんからの始末書の添付もあります。すでに家が建っております、雨水は地下浸透、排水は道路側溝に流しておりますので、それについて変更はありません。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断しますが、転用目的が、申請地に隣接する既存の宅地に建設された住宅の排水管設備であり、「既存の施設の拡張」になりますので、不許可の例外に該当し、転用許可対象となります。

既存の住宅は、昭和63年に建設され、宅地、申請地も同じ所有者であったため、当時測量を行わず建設したとのことです。

今回、住宅等の売買に当たり測量を行ったところ、排水管設備が宅地から、はみ出していることが発覚したということで、経緯等が書かれた始末書が申請

書に添付されています。

資料は24ページからになります。24ページから26ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。26ページの字図に別図で配置図を載せています。

排水管が図のように申請地に埋設されております。隣接の畑への土砂の流出防止のため、北と東側に新設のブロック塀を設置します。申請地での新たな生活排水の発生はありません。

申請地は、舗装はなく、雨水は、地下浸透及び道路側溝へ排出します。

雨水や汚水について、万一問題が生じた際は、責任を持って対処する旨の確約書が、申請書に添付されています。

費用については、土地代は譲受人が自己負担、ブロック塀の工事は譲渡人が自己負担ということで、お2人の通帳の写しが申請書に添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

4番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。11ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 宅地 現況 畑

大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 畑 現況 畑 合計4, 267.34㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 ○○○○

転用目的は、建売住宅及び通路です。

担当の坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。説明します。○○○○さんから○○○○さんへの有償2筆所有権移転です。現地は○○から○○方面に上がり、○○から5m過ぎ、左折したところにあります。

申請地理由として、東日本大震災後、日向灘を震源とする南海トラフ地震が懸念され、津波の影響を受けにくい高台の時用が高まり、数年前から道路拡張工事が行われて県道の拡張、それに伴い、町道の整備拡張、排水路の設置など、住宅建設用地に必要な条件が整っており、津波の影響を受けにくいこの土地を選びました。

土砂流出については、31ページ、32ページをご覧ください。東側は町道、西側、北側は分譲地でブロック塀があり、南側の畑との境界はブロック塀を新設します。この土地に8棟の同じ形の建売住宅が建ち、中央に引き込み道路を造り、それぞれの家からも雨水、排水を流せるよう側溝を入れて、県道に向かって流すということです。繋ぎ込みの工事については、町道なので、建設管理課と協議をして、繋いでよいと許可が出ているということです。

資金については、土地取得○○○○円、土地造成費○○○○円、建築費1棟○○○○円の8棟で○○○○円、合計○○○○円、○○○○より全額融資を受ける融資予約証明願を添付されていました。以上、説明終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1

種農地と判断しますが、申請地は連続した家屋の集落に隣接した農地であり、建売住宅及び通路に転用したいということで、不許可の例外の「集落接続」に該当し、転用許可対象となります。

資料は27ページからになります。27ページから29ページは、それぞれの図に申請地の位置を示したものです。29ページ公図の申請地の西側の一部が別図になっていますので、30ページに別図を付けています。

31ページは位置図です。8区画に分け、中央に引き込み道路を作る計画です。

32ページは排水計画図です。申請地は、周囲を既存ブロックと新設ブロックの設置で土砂流出を防止する計画です。

生活排水は、各区画に合併浄化槽を設置し、引き込み道路及び1号地の東側に設置した側溝へ排出し、雨水も同じく側溝へ排出します。

申請地に接する町道には道路側溝がないため、申請地の北側の既存排水柵に繋ぐように、側溝を新設するとのことです。

既存排水柵へ側溝をつなぎ込むことについて、町建設管理課と協議済みです。

雨水や汚水について万一問題が生じた際は、責任を持って対処する旨の確約書が、申請書に添付されています。

33、34ページは家の図面で、この形の家を8棟建設するとのことです。

また、申請地は、埋蔵文化財の包蔵地であり、工事について町社会教育課と協議済みです。

資金については、融資予約証明願に金融機関が判を押したものが申請書に添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積

計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件につきましては、所有権の移転を受ける者が、私、坂本弘志の同居の親族に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、私は、この案件に関する議事に参与することができません。

つきましては、この案件の議事進行を、幸妻正浩副会長にお願いいたします。私は、退出いたします。

【坂本会長 退室】

【幸妻正浩委員 会長席へ移動】

[副会長]

しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます、副会長の幸妻正浩です。よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

1番の案件について、説明をお願いします。

[事務局]

はい。35ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 田 258㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[副会長]

推進委員8番。



[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

申請地は、〇〇横の県道〇〇線を〇〇方面に 200m ほど行くと、右側にちょっと一段下がるのですが、すぐ下に申請地がございます。

資料では 2 筆になってはいますが、現状は 1 筆の形になっていました。形的には三角で、ちょっと作付しにくいような田んぼになっていました。また、ロータリーもかけていたと思うのですが、ちょっとその後、草が生えていたような状態でした。

〇〇〇〇さんはハウスきゅうり、筑陽なす、早期水稲などを栽培される認定農業者でございます。

対価は 951㎡ に対して 〇〇〇〇円です。若干安いと思われそうですが、形的にも、ちょっと作りにくいような場所でもあるし、また排水路がなく、またそのすぐ横は、本人の所有になったんですけども、新しくハウスを建てられて、ちょっと排水もないもので、そこに排水を逃がすわけにもいかず、今後は野菜を植えたいということでもあるので、こういった価格になったそうです。以上です。

[副会長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、私は役目が終わりましたので、このまま失礼させていただきます。坂本会長は、席へお戻りください。

**【幸妻正浩委員 自席へ移動】**

**【坂本会長 入室】**

[議長]

幸妻副会長どうもありがとうございました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 217㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転の申請です。

申請地は、〇〇にかかる、〇〇橋があるのですが、そこを〇〇坂の方に進むと、すぐ橋を渡ったら東の方に堤防沿いに150mぐらい行くと、南東に道があります。そこを更に150mぐらい行くと、Tの字の農道に突き当たります。そこを南に300mぐらい行ったところの田んぼです。そこは山の付け根です。同一所有者から3月に購入された田んぼを耕作するのに、支障があるため、今回追加購入される378㎡の田んぼです。

現金一括払いで、〇〇〇〇円です。現地を確認したところ、雑草が刈ってありました。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 4, 9 2 2 m<sup>2</sup>

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番。説明いたします。この件は2月10日に、坂本実推進委員とあつせん委員会に出席したときの案件です。

〇〇〇〇さんから、宮崎県農業振興公社の行う特例事業のうちの一時的貸付タイプを活用した売買です。

申請地は、〇〇にある〇〇の入口から東へ100m行ったところの南側の4, 9 2 2 m<sup>2</sup>の畑です。

金額は〇〇〇〇円です。最後になりましたが、現地はきれいにロータリーがかけられておりました。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1番から7番まで、7件の案件について、順次、説明を行ったあとに、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行ったあとに、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。36ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 4,922㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番。説明いたします。この案件は先ほどの件と同じ案件です。宮崎県農業振興公社から〇〇〇〇さんへの新規の利用権の設定です。宮崎県農業振興公社の行う特例事業の、一時貸付タイプを活用した賃借です。〇〇〇〇さんは、息子さんと共同での認定農業者です。

申請地は、先ほど説明したところですが。

金額は10a当たり〇〇〇〇円です。年数は4年10か月です。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 229㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、早期水稲、精米業、米の販売等をされる認定農業者です。

申請地は、〇〇から〇〇町に向けて、約40、50m先のT字路を左折して、約100m先の十字路を過ぎた右側になります。農地は早期水稲が作付けをされてありました。

契約期間は10年間で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 3, 000㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員、橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

まず、推進委員7番。

[推進委員7番]

7番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの期間満了に伴う、契約更新の申請です。

申請地は、県道〇〇線の〇〇の交差点を南東に80mぐらい進むと、変形した交差点があり、そこを南に30mぐらいのところ〇〇〇〇さんの自宅があります。自宅の南側が〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*の畑です。7,031㎡です。自宅の北側が\*\*\*\*番\*で3,000㎡です。

期間は2年で、年間反当り、〇〇〇〇円です。現地を確認したところ、加工用と思われる甘藷が植えてありました。以上です。

[議長]

続きまして、推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。先ほど坂本幸推進委員から説明がありました通りです。僕の担当区域は、字〇〇\*\*\*\*番\*です。それについて説明をいたします。

申請地は、〇〇線の〇〇の十字路を過ぎて、北側の農地になります。現地を確認したところ、甘藷が栽培されていました。

期間は2年間で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37ページをお開きください。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番 田 855㎡ ほか6筆  
利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○  
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの新規の利用権貸借でございます。

申請地は、一番最初じゃなくて、二番目のすぐに\*\*\*\*番\*なのですが、○○の東側道路を○○交差点方面に 250m ほど行った、左上に申請地はございます。現状は早期水稲が植えてありました。

また、一番上の○○の\*\*\*\*番は、今の場所から北の方に直線で 100m ほど行ったところへございました。ここも早期水稲が植えてありました。

また三番目の○○\*\*\*\*番\*に関しては、○○○○さんのハウスがあるのですが、その南側の道路を東の方に行くと、○○○○くんの自宅もあるのですが、その手前の道を進むとすぐ右側へございました。こちらも早期水稲が植えてありました。

後、残りの 4 番目の○○\*\*\*\*番\*から最後の○○\*\*\*\*番は、○○○ ○さんのハウスがあるのですが、その四連棟があるのですが、その目の前がその 4 筆の場所となります。4 筆になっていますが、一まとめになってありました。そこも早期水稲が植えてありました。

○○○○さんは、○○で早期水稲を中心に高菜やブロッコリーなどを栽培される認定農業者でございます。

今後も、もし高鍋で借りることがあれば、また耕作したいということでもありました。

期間は 10 年で、賃借料は 10 a 当り現金で○○○○円と玄米で○○kg だそうです。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 264㎡ ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借です。

申請地は、〇〇の\*\*\*\*番\*に関しては、〇〇前の道路を東へ100mほど行った右側に申請地はございます。現状は早期水稲が植えてありました。また、〇〇の2筆の\*\*\*\*番\*、下の方は〇〇の西側のすぐ横の農道を北へ100mほど行くと十字路があるのですが、そのすぐ角に\*\*\*\*番\*の387㎡がございました。そこに関しても、現状は早期水稲が植えてありました。また、その\*\*\*\*番\*は、その十字路を東の方へ130mほど行った右側にございました。そこも早期水稲が植えてありました。

〇〇〇〇さんは、露地野菜を中心に、お茶や早期水稲などを栽培される認定農業者でございます。

期間は2年で、粳で反当り〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

次の6番から7番まで、2件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は省略いたします。



6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。38ページをお開きください。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 172㎡ ほか5筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を介して、〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業を活用した新規の貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、〇〇で酪農をされる認定農業者です。

申請地は、〇〇\*\*\*\*番\*ほか3筆は、〇〇から北に約700m先の十字路を左折し、高速道路〇〇橋を渡り西に行くと、〇〇入口正面に、この4筆があります。

〇〇\*\*\*\*番\*と〇〇\*\*\*\*番\*は、〇〇から北に約300m先の十字路を左折し、50、60m先のT字路を左折して、約100m先の左右になります。どちらも堆肥が運ばれて、まくだけにはなっていました。

契約期間が5年間で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 2, 367㎡ ほか2筆  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

2番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を介して、〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業を活用した新規の貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、先ほど説明しましたので、省かせていただきます。

申請地は、〇〇から北に300m先の十字路を左折し、高速道路〇〇橋を渡り、約300m先の右側になります。農地は3筆ですが、一枚で牛糞の堆肥が運ばれてまっただけになっていました。

契約期間は10年間で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から7番まで、7件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から7番まで7件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1番から7番まで、7件の案件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号7、議案第28号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。39ページをお開きください。

議案第28号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について」です。

「目標及びその達成に向けた活動の点検評価」につきましては、農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、活動の点検・評価を行うものでございます。

それでは、主なものについて、御説明をいたします。

40ページをお開きください。

Iの農業委員会の状況でございますが、令和3年3月15日現在の農業委員会の状況を記載しております。

1番の農業の概要について、耕地面積は、耕地及び作付面積統計。経営農地面積は、2020年農林業センサスに基づき、それぞれ記載をいたしております。

また、認定農業者等の欄につきましては、農業政策課、または農業委員会の調査による数値を記載しております。

続きまして2番、農業委員会の現在の体制でございますけど、新制度に基づく農業委員会のところに任期満了年月日、そして農業委員は定数と実数、農地利用最適化推進委員につきましては定数、実数、地区数をそれぞれ記載しております。

続きまして、41ページをお開きください。

担い手への農地の利用集積、集約化についてですが、2番の令和3年度の目標及び実績の部分だけを説明いたしますけれども、目標が687ha、これは令和2年第10回総会で御承認をいただきました「農地等の利用の最適の推進に関する方針」により、1年に10haの集積目標に対し、左から3つ目のうち、新規実績の欄になりますけど、令和3年度の実績は6.9haで、達成状況は99.61%となっております。

続きまして、42ページをお開きください。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、新規参入につき

ましては、2番の令和3年度の目標及び実績を見ていただきますと、分かりませぬけれども、今年度令和3年度につきましても、新規就農者の参入には至りませんでした。

続きまして、43ページをお開きください。

遊休農地に関する措置に関する評価ということで、2番の令和3年度の目標及び実績の中で、解消目標①の3haとあります。これも先ほどお話をいたしました農地等利用の最適の推進に関する方針により、一年に3haという目標を設定しておりますが、解消実績②になりますけど、6.7haでございました。

続きまして、45ページをお開きください。

農地法等により、その権限に属された事務に関する点検ということで、1番農地法第3条に基づく許可事務では、1年間の処理件数ということで13件、2番の農地転用に関する事務では38件をあげております。4条が6件、5条が32件でございます。

続きまして、46ページをお開きください。

3番に農地所有適格法人からの報告への対応ということであげております。

4番には情報の提供ということで賃借料情報の調査・提供でありますとか、農地の権利移動等の状況把握、そして農地台帳の整備ということであげております。

47ページには、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、あと、事務の実施状況の公表等ということで、記載のとおりでございます。

簡単ではありますが、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価についての説明は、以上でございます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第29号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。48ページをお開きください。

議案第29号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」です。

この案件につきましては、農林水産省から「農業委員会による最適化活動の推進等について」通知がありました。3年までの「目標及びその達成に向けた活動計画」の内容からは、大幅に変更されております。

「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」は成果目標と活動目標の2つの目標を設定して、それぞれ委員さんに活動していただいていますけど、そちらの状況、記録をまた提出していただいていますけど、この目標に照らして、農業委員会が点検、評価を行った上で、ホームページ等で公表していく流れとなっております。

それでは、主なものについて、説明をいたします。

49ページをお開きください。

1番、農業委員会の状況（令和4年4月1日現在）の1番農業委員会の現在の体制として、月日及び農業委員と農地利用最適化推進委員の定数等について、記載をしております。

2番の農家・農地等の概要につきましては、2020年の農林業センサスの調査と農業政策課及び農業委員会の調査による数値をそれぞれ記載しております。

続きまして、50ページをお開きください。

最適化活動の目標についてです。

こちら成果目標については、3つの項目となっております。

(1) 農地の集積、現状の集積率は、管内の農地面積の4割となっております。

課題につきましては、農業従事者の減少と高齢化により、不耕作地の受け手として多くの農地を集積することで、農地が分散している現状があるため、経

営農地周辺に集約することを課題としております。

次に②の目標ですけれども、県が定めた目標を設定する必要がありますので、宮崎県が設定した令和5年度までに80%の集積率を目標としております。

Cの1,460haとありますが、そのうちの8割を集積目標面積とすると、それから、これまでの集積面積、上の部分になりますけど、748を引いて、2年で集積することになりますので、2で割ると今年度の集積面積でいう210haという数字が出てまいります。

続きまして、遊休農地の解消について、でございますけれども、現状及び課題のところ、1号遊休農地面積を10.5haのうち、緑区分の遊休農地面積を10.1ha、黄区分の遊休農地を0.4haとしております。これは昨年9月の利用状況調査の結果をあげております。緑区分とか黄区分とか初めて聞かれる方もいらっしゃるかと思いますが、緑区分とは、過去1年以上に渡って、農作物の作付けが行われておらず、今後も農地所有者等による農地の維持管理が行われる見込みのない農地のうち、草刈りを行うことで、耕作可能な農地を緑区分といいます。

黄色区分につきましては、草刈り等では直ちに耕作可能とはならないが、基盤整備事業の実施などで、農業的利用を図るための条件整備が必要な土地。手をかけることで、農地として復活する見込みがある農地のところを黄区分といいます。

課題については記載のとおりでございます。

続きまして、②の目標について、aの緑区分の遊休農地の解消につきましては、令和3年度の利用状況調査により判明した、緑区分の遊休農地を令和4年度から8年度までの5年間で解消することとして、1年間に面積の5分の1ずつ減少することとされておりますので、緑区分の解消目標面積を2haとしておるところです。

続いて、51ページをお開きください。

(3)新規参入の促進です。こちらは②の目標の部分の説明しますけれども、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付等について同意を得た農地を取りまとめて公表することとされており、平成28年度から30年度までの各年度において、権利の設定又は移転が行われた農地の面積の1割以上となることを目標とすることとされております。

新規参入者への貸付等について、所有者の同意を得たうえで公表する農地面積というのが、権利移動面積に書いてあります、28年、29年、30年の平均の10%ということで、3.7という数字をあげております。

続きまして、2番の最適化活動の（ ）の活動目標についてでございます。

推進等が最適化活動を行う日数の目標ということで、月6日といたしました。

成果目標の達成に向けた活動日数を目標として設定をしております。

続きまして、活動強化月間の設定目標ということで、年3月以上を設定することを目標としております。

9月に利用状況調査、10月と12月は同じ内容ではありますが、あっせん依頼が増加しているため、担い手の集積のためということで、あげております。

続いて、3の新規参入相談会への参加目標ということで、県や市町村が実施する新規参入相談会に推進委員等が、1名以上参加することを目標としております。

県の農業振興公社が主催で、11月に宮崎市でみやざき就農相談フェア、開催を予定しておりますが、このイベントに推進委員1名以上が出席して相談状況を確認することを目標として、あげさせていただいております。

以上早口ですが、「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」の説明は以上でございます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[5番]

はい。

[議長]

はい。どうぞ。

[5番]

ちょっと教えていただきたいのですが、50ページの緑区分の遊休農地の

解消で、目標が2haとあげられておりますけども、具体的な何か解決策は考えておられるのですか。

[事務局]

はい。今のところは。これから協議させていただきたいと思います。

[5番]

というのが、土地改良区から言えば、土地改良区も自分たちの受益地が荒れていると賦課金の収入とか、いろんな病害虫の関係からちょっと困るのですよ。

遊休農地の解消については、いろんな各種事業を使って、毎年すいてもらったり、チョッパーで草を刈るなりの活動は何年もやっているところなのですが、もし、可能であれば、そういうところを共同で何か解決するとか、考えられると思うのです。具体的な方法が今後、考えられるということであれば、我々土地改良区とも共同歩調を取ってさせていただくと、ありがたいなと考えております。以上です。

[事務局]

ここにあがっている目標数値というのが、結局先ほど補佐が説明をした、昨年の調査で皆さんに回っていただいたりした部分とかからも、積みあがっている部分もあります。農地相談員が回われた部分とかで、あがったのがこの10.1ha、この2haっていうのはあくまでここ、県の様式の方で5分の1の面積の目標の2でありますので、最低それ以上は解消していきましょう。というような目標数値の記載の仕方です。

この解決するにあたってというところが、農業委員会として、何かの事業に取り組むというのが、いわゆる先ほど上野委員も言われましたように、機械を借りて何かをすることかというような事業とかの予算があって、行うところが農業委員会ではありませんので、いろんな関係するところと協力してということにはなっていくかと考えます。

あくまでも、ここの活動目標というのが、51ページなどに一人当たりの日数とか、いろいろ出てきていると思うのですが、委員さんとか推進委員の方々に、いろんなところで、そういう協議をしていただくとか、そういうところの



目標設定数値になりますので、直接的に農業委員会として、何かの事業に取り組んでいくものではなく、あくまでソフト的な部分で、そういう協議をしたり、関係機関と話をしながら、進めていくというところのきっかけを作っていくところが、一番大きなところになっていくかとは思いますが。

[5番]

ここそのまま、具体的なその解決目標とか、いうことではないわけですね。

[事務局]

そうです。あくまで全体で緑が10haありますよと、この下の段に※が載っているように5分の1を書くようにというのが。解決するのにせめて20%ぐらいは出来るように努力してくださいね。というようにところからの記載になっているというところですよ。

[5番]

それなら、10haあれば、もし小丸川土地改良区の受益地であれば、これを0にするように努力しないといけないわけです。土地改良区として、具体的にいろんな手法を使って、だからそこ辺でもし、こういう目標設定のあるところと、そういう体制が取れば、いいなと思ったところですよ。

[事務局]

地区にそれぞれの委員さんがいらっしゃるんで、そういうところの中でこういうところがあるから、どうだろうかとかいう辺りをまたそういう場でいろいろ協議をしていくと解消につながっていくかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あくまで委員さんたちの活動目標というところで、難しいことがいっぱい書いてありますけど、そういうものになっております。

[議長]

できるだけ解消していくっていう方向で、協議しながら進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

そのほか何か質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和4年第6回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

どうも御苦勞様でした。

(閉会 15時19分)